

ショートステイあろは 運営規定

(共同生活援助併設型)

1. 名称 ショートステイ あろは
2. 設置場所 〒501-6229 羽島市正木町坂丸二丁目 78 番地 TEL 322-6079 / FAX 392-1050
3. 設置主体 社会福祉法人 岐阜羽島ボランティア協会
4. 経営主体 社会福祉法人 岐阜羽島ボランティア協会
5. 事業目的 障害福祉サービス支給決定を受けた障がい児（者）（以下「利用者」という。）が豊かで生きがいのある地域生活を送り、生活の自立とともに主体的な社会参加ができるように支援することを目的とする。
6. 運営方針
 - (1) 同じ仲間として
 - ・ サービスメニューの自己選択・自己決定を尊重し、気軽に利用できるような体制を整備する。
 - ・ 利用者の能力・個性を尊重し、地域社会の中で主体的な生活を送ることができるよう、地域リハビリテーション機能活用による生活支援および家族支援を行う。
 - ・ 利用者の権利を守る。
 - (2) 潤いとゆとり
 - ・ 常に笑いの絶えない安らぎのある環境づくりに努める。
 - ・ 穏やかな心で心身の発達ができるよう支援する。
 - ・ 利用者の個性を見出し、それを伸ばすための支援をする。
 - (3) 情報発信
 - ・ 地域の生活・福祉情報を提供する。
 - ・ 福祉機器・福祉用具・福祉住環境などの情報提供をする。
 - (4) 地域リハビリテーション機能の充実
 - ・ ボランティア活動とコーディネート機能の充実を図る。
 - ・ 地域住民との交流を促進する。
 - ・ 専門機関との連携を図る。
 - (5) 前4項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）及び「岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」（平成二十四年岐阜県条例第八十五号）の定める内容のほか、その他の関係法令等を遵守し、事業を実施する。
7. 利用対象 市町村から支給決定を受けた利用者
8. 利用定員 2名
9. 事業内容 利用者の個々の状況に応じ以下の適切な支援を行う。
 - (1) 日常生活における自立支援
 - (2) 日常生活における相談・援助
 - (3) 入浴又は清拭
 - (4) 健康チェックおよび健康相談
 - (5) 食事の提供
 - (6) 来所の困難な方への送迎サービス

10. 地域生活拠点等の機能を担う事業所

事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）第一の二の3」に規定する地域生活拠点等として次の機能を担う。

(1) 緊急時の受入れ・対応

短期入所を活用した緊急時の受入れ体制や医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。

(2) 体験の機会・場

地域移行支援や親元からの自立のために、障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能。

(3) 地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。

11. 営業日時 年中無休 18:00 ~ 翌朝 9:00

(受付) 月~金曜日 9:00~16:00

(連絡先) かみなり村 西館 電話 322-6079 F A X 392-1050

12. 利用料等 サービスを提供した際は厚生大臣の定めるサービス利用料金のうち9割が個別給付費の対象となり、当事業所が個別給付費を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として利用料金の1割の額を徴収する。（利用者負担額）

提供したサービス内容、費用の額その他の必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書及び請求書等を提示する。

(食材費) 朝食 200 円 昼食 400 円 夕食 600 円

(入浴費) 200 円

(光熱水費) 500 円 (洗濯代行費) 100 円

(送迎) 通常の事業の実施区域を越えた場合は、事業所を起点に片道 10 km を越えた走行距離数に 30 円を乗じた実費相当額。

13. 職員配置 本事業に配置すべき、指定短期入所等の職員ごとの定数は次のとおりとする。

管理者 1 人（常勤兼務）

サービス管理責任者 1 人（常勤専従 1 人）

世話人 5 人（常勤・専従 1 人、非常勤・専従 4 人）

生活支援員 7 人（常勤・兼務 1 人、非常勤・専従 6 人）

精神保健福祉士 1 人（非常勤・専従）

14. 通常の事業 通常の実施区域は、羽島市、笠松町、岐南町とする。

の実施区域 ※区域外については相談に応じる。

15. 利用にあたっての留意事項 (1) 利用者とその家族、ボランティア、スタッフ間相互のプライバシーを守る。

(2) 決められた時間を守る。

(3) 自分でできる事は、自分でする。

(4) 使用した訓練用具等の整理整頓を心がける。

16. 緊急時の
対処方法 (1) サービス等提供時に利用者の身体の急変、その他緊急事態が生じた場合は速やかに家族や主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに管理者または事務局長に報告する。
但し、家族や主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。
(2) 地震、火災等災害時には、総合防災計画及びマニュアルに基づき対処する。
(3) その他、重大事故や緊急事態発生の際には、管理者または生活支援センター長ならびに理事長にその対応についてその都度、指示を受けるものとする。
17. 虐待防止 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。
(1) 虐待防止への職員の自覚・自省を促すよう研修の実施。
(2) 明文化された虐待防止措置の掲示。
(3) 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置し、虐待防止の対策の検討や虐待案件の検証、検討結果の全職員への周知徹底を行う。
(4) 虐待の防止等のための責任者の設置。
18. 身体拘束
等の禁止 (1) 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
(2) 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
(3) 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
(a) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
(b) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
(c) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。
19. 苦情解決 苦情解決については、社会福祉法人 岐阜羽島ボランティア協会苦情解決規定により適切な対応をおこなう。
20. その他、運
営に関する (1) 当該事業所に関わる利用者とその家族・ボランティア・職員は、岐阜羽島ボランティア協会倫理要綱を遵守し、地域に拓かれた事業所を目指す。
(2) 当該事業所に関わる利用者・職員・設備・備品等および会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存しなければならない。
(3) この要綱に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人 岐阜羽島ボランティア協会諸規定に基づき遂行するものとする。
但し、規定に該当しない重要事項は管理者、事務局長、理事会との間で、その都度協議する。

附 則 この要綱は、平成27年3月1日から施行する。

平成28年6月1日 改定
令和 3年3月1日 改定
令和 4年4月1日 改定
令和 4年6月1日 改定